

「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

労働保険は、労災保険(労働者災害補償保険)と雇用保険の総称で、

事業主向け各種助成金制度や、仕事や通勤による傷病に係る療養や休業、失業の際に、

労働者とその家族を守るセーフティーネットとして重要な役割を果たします。

事業主は正社員、パート、アルバイトなどの、名称や雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら

従業員を守る責任と、労働保険の成立手続を行う義務があります。

労働保険とは

労災保険

労働者が仕事(業務)や通勤が原因 で負傷した場合、また、病気になっ た場合や亡くなった場合に、被災労 働者やご遺族を保護するための給付 等を行っています。

雇用保険

労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また自ら教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付等を行っています。

事業主のための助成金 (就職が困難な者 の雇い入れや、労働者のキャリアアップ や年収の壁対策などに取り組む事業主に 助成)を支給しています。

労働者とは

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価として の賃金が支払われる者のことをいいます。労災保険は、短時間労働者を含む全ての 労働者が対象となります。雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対 象とならないことがあります。

※法人の役員、同居の親族等は一定の場合を除き、労災保険・雇用保険の対象となりません。

成立手続を怠っていると、様々なリスクがあります

遡って保険料を 徴収するほか、 追徴金も徴収します。 労働災害が 生じた場合、労災保険 給付額の全部又は 一部を徴収します。 事業主の方のための 助成金が 受け取れません。



三重労働局労働保険徴収室 TEL059-226-2100 又は、最寄りの



労働保険に入っていれば…



労働保険は、仕事や通勤による傷病等や、失業による休業等の際に、労働者とその家族を守るセーフティーネットとして重要な役割を果たします。 事業主は常勤、パート、アルバイトなど、名称や雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら従業員を守る責任と、労働保険の成立手続きを行う義務があります。

電子申請なら24時間、365日いつでも手続可能!口座振替納付も便利

詳しくは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所(ハローワーク)へご相談ください。

厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/

労働保険 特設サイト

または二次元コードから)

